

対象事業について

Q 特定開発事業に係る建築物は、新築、増築、改築などのうち、どこまでが対象か。

A 川崎市地球温暖化対策推進条例施行規則第 11 条におきまして、新築のみを対象とすることを規定しております。

Q 特定開発事業に係る開発は、都市計画法の開発行為か。

A 川崎市地球温暖化対策条例施行規則第 11 条におきまして、都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する「開発行為」をする土地の区域である「開発区域」(都市計画法第 4 条第 1 3 項)の面積で判断することとしております。

Q 特定開発事業が環境影響評価条例の指定開発行為に該当しない場合はあるか。

A 特定開発事業につきましては、川崎市地球温暖化対策推進条例におきましては開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものとしておりまして、都市計画法第 4 条第 1 2 項のとおり「主として建築物の建築又は特定工作物の建設のように供する目的行なう土地の区画形質の変更」全てを含むものとしております。一方、本市の環境影響評価制度につきましては、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の別表第 1 におきまして、都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為につきましては、(1)開発行為(区画のみの変更を行なう開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第 4 条第 1 3 項の開発区域をいう。)の面積が 1 ヘクタール以上のもの、(2)区画のみの変更を行なう開発行為であって、開発区域の面積が 20 ヘクタール(臨港地区(都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区をいう。以下同じ。))のみに于行なわれるものにあつては、30 ヘクタール)以上のものと規定しておりまして、(2)に該当しない区画のみの変更の場合には、環境影響評価に関する条例は適用されず、地球温暖化対策推進条例に基づく開発事業地球温暖化対策計画書の規定のみが適用されます。

条例の周知について

Q 発注者が計画書を提出しない場合、請負業者に罰則はあるか。

A 請負業者の方に対する罰則等を定めてはおりませんが、事業者の方々には市が実施する地球温暖化対策に協力する責務を規定しているところをごさいます。発注者の方への周知等に御協力くださいますようお願いいたします。

手続きについて

Q 地球温暖化対策について変更がない場合、開発事業計画書変更届の提出は必要か。

A 地球温暖化対策について変更がない場合であっても、開発事業地球温暖化対策計画書の内容に変更があった場合には変更届を提出いただくこととなります。具体的には、次のとおりです。

変更後速やかに提出が必要となる事項

【変更事項】

- ・ 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 開発事業の名称及び目的
- ・ 工事着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 50 号)第

127条4第1項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第5号に掲げる環境性能の評価の目標添付図書はありません。

変更に係る工事着手予定日の15日前までに提出が必要となる事項

【変更事項】

- ・開発事業を行う土地の位置及び区域
- ・開発事業の概要
- ・温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置の内容
- ・再生可能エネルギー源の利用に係る検討の結果

添付図書は、表1のうち、変更に係る部分の図書のみとします。